

公益財団法人愛知県サッカー協会 東三河地区協会 ホームページバナー広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、愛知県サッカー協会東三河地区協会（以下「甲」という。）がインターネット上に公開している公式ホームページへのバナー広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(バナー広告を掲載できるものの範囲)

第2条 バナー広告を掲載できるものの範囲は、次に掲げるいずれかのものとする。

- (1) 事業所及び団体
- (2) その他、甲が適当と認めるもの

※ バナー掲載中にリンク先の内容が不適切なものに変更された場合は バナーを削除する場合があります。

(バナー広告掲載の申し込み)

第3条 バナー広告掲載を希望する者（以下「乙」という。）は、愛知県サッカー協会東三河地区協会ホームページバナー広告掲載申込書（別記様式 1）にバナーのデータを添付して、甲に提出しなければならない。同一乙が申し込めるバナー広告は、1年につき1枠限りとする。

(バナー広告掲載の位置)

第4条 バナー広告掲載の位置は、甲が指定した位置とする。

(バナー広告内容)

第5条 バナー広告のデザイン及び内容等は、愛知県サッカー協会東三河地区協会ホームページのイメージを損なうことのないよう、乙と調整してから掲載するものとする。

(バナー広告掲載料等)

第6条 バナー広告掲載料は、1枠あたり年額 40,000円とする。（但し、年度途中での掲載開始の場合は、3か月10,000円、1か月3,400円を基準とする。）

バナー広告の規格（1枠）は、次のとおりとする。

- (1) 天地 50 ピクセル
- (2) 左右 200 ピクセル
- (3) J P G ・ G I F 形式

(バナー広告の掲載期間)

第7条 バナー広告掲載期間は、4月から翌年3月の1年単位とする。ただし、甲が必要と認めた場合は、この限りでない。

バナー広告掲載期間内に、甲の都合でホームページを閉鎖した時間が生じた場合は、その閉鎖した時間に応じ次のとおり掲載期間を延長する。

閉鎖した時間	延長する日数
4 時間以上 24 時間未満	1 日
24 時間以上	閉鎖日数 + 1 日

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は甲が別に定める。

附 則 この基準は、2018年8月1日から施行する。